

山中湖村立東小学校 いじめ防止基本方針

令和2年4月13日改訂

【はじめに】

「いじめの定義」も含めて

平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」では、「いじめ」とは「児童子ども達に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を受ける行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」＜第2条＞と定義している。また、文部科学省も個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うことなく、いじめられた子ども達の立場に立って行うものであるという立場をとっている。

そこで、本校ではこの考え方のもとに、全ての教職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ子ども達はいない。」という基本認識に立ち、学校が一丸となって組織的計画的に対策を行い、保護者や地域・関係機関とも協力して、子ども達が「いじめのない充実した学校生活」を送ることができるように努めていくこととする。

一定の人間関係・・・学校の内外を問わず、同じ学校・学級や塾やスポーツクラブ等の当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童との何らかの人間関係を含める。

物理的な影響・・・身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理やらされたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が生じている場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか判断する。

1 いじめに関する基本的知識

「いじめ問題」には、以下のような特質があることを十分に認識して、的確に取り組むことが必要である。

（１）いじめは、人間として許されない行為である。

いじめは許されない、いじめる側が悪いという毅然とした態度を徹底する。いじめは子ども達の成長にとって必要だという考えは認められない。

（２）いじめは、どの児童生徒にも、どの学校、どの学級にも起こりうることである。

（３）いじめは、大人が気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。

- (4) いじめは、様々な様態がある。
- (5) いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- (6) いじめは、教職員の児童観・生徒観や指導のあり方が問われる問題である。
- (7) いじめは、解消後も注意が必要である。
- (8) いじめは、家庭教育のあり方に大きな関わりを有している。
- (9) いじめは、学校・家庭・社会など、すべての関係者が連携して取り組むべき問題である。

2 情報モラル教育の充実

☆インターネットを含めた SNS 上のいじめが重大な人権侵害にあたることを十分、理解させるために情報モラル教育の充実を図る。

- (1) インターネット上のいじめはその匿名性が高く、一つの行為がいじめの被害者に止まらず家庭、学校及び地域社会に多大な被害を与える可能性や深刻な影響を及ぼすことを考慮して対策を検討する。
- (2) 児童生徒に対して、インターネット上のいじめが刑法上の名誉毀損や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象になり得る等、重大な人権侵害にあたることを理解させるため情報モラル教育の充実を図る。
- (3) インターネット上の不適切な書き込み等実態把握と、それを踏まえた対応・対策の周知を図るとともに状況に応じて関係機関との連携を図る。

3 いじめの未然防止ための取組

(1) 未然防止の基本方針

☆いじめを許さない、いじめが起きない学級・学校づくりを行う

※すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加できる学校づくりを進める。

＜具体策＞

- ・わかる授業、すべての児童が参加・活躍できる授業を工夫することで、学習意欲を高め、基礎的な学力の定着を図る。
- ・全職員共通理解のもと、学習規律の確立を図る。
- ・道徳、学級活動の時間をはじめとし、学校教育活動全体を通して互いに認め合い関わ合う友人関係、集団づくりを行う。
- ・社会体験、交流体験の機会を計画的に位置づけ、社会性の育成を図る。
- ・教職員自らいじめ防止に向けての認識をもち、人権尊重に基づいた態度や言動で児童の指導にあたる。
- ・学校の中で、特に支援、配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。（障がいのある児童、性自認に係る児童等）

(2) 早期発見の取組

☆いじめは、大人の目に届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど大人が気づきにくい形で行われることが多いことを教職員が認識し、

いじめを隠したり、軽視したりすることなく、積極的に認知することが大切である。

※早期発見の手立て

- ・児童が示す変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保って日々の児童の様子を観察する。
- ・生活ノート、日記などを活用し、児童の心の動きを的確に捉える。
- ・定期的なアンケート（学期ごと年3回）や児童への個人懇談（2学期当初）等を実施し、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、実態把握に努める。
- ・養護教諭との連携を図り、保健室を訪れる児童の心の様子を的確に捉える。
- ・周囲の友だち、保護者からの相談や、地域住民からの情報を受け止め、実態把握に役立てる。
- ・スクールカウンセラーと協力体制を築く中で、気になる児童についての情報交換の場を設ける。
- ・「児童指導引き継ぎ記録」を活用し、これまでの経緯や状況について確認する。

※職員体制づくり

- ・職員会議や職員研修の中で、いじめの問題について定期的に取り上げ、教職員間で共通理解を図るとともに、いじめに関する情報について全教職員で情報共有を図る。
- ・いじめについて認識を共有する会議や認知した際に招集する会議を設置する。

※協力体制づくり

- ・保護者や地域の方々といじめの問題について協議するとともに、学校におけるいじめへの対応方針や、指導計画等を公表し、理解と協力を得るように努める。
(学校評議員会・学年部会・PTA理事会等)
- ・家庭訪問や個別懇談、学年部会の実施、学校・学級だよりの発行等を通じて、平素から保護者との信頼関係を築く。
- ・いじめへの対応に協力を得るために、平素から警察署、学校評議員、地域の方々との連携を密にしておく。

※相談体制づくり

- ・子どもがいじめ等の学校生活に関する相談ができるよう、校内組織を整備し、教育相談体制の充実を図るとともに、子どもと強い信頼関係を築いていく。
- ・スクールカウンセラーとの情報交換を密に行い、必要があれば面談等を実施していく中で、相談しやすい環境をつくる。

4 いじめへの対処

☆いじめの発見、通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童に対して社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う

☆教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、必要に応じて関係機関、専門機関と連携し対応にあたる。

(1) いじめの発見・通報を受けた時の対応＜重大事態への対応＞

いじめ防止対策推進法第5章「重大事態への対応」概要

学校の設置者または学校は、重大事態に対応し、同種の事態の発生の防止に資するための速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。

同法 第5章 第28条

重大事態とは、「いじめにより、児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じ、または、その疑いがあると認められる場合」

※重大事態の意味1（生命、心身または財産に重大な被害が生じた場合）

- ・児童が自殺を企画した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等を想定

※重大事態の意味2（相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い）

- ・年間30日を目安とするが、児童が一定間、連続して欠席しているような場合も学校判断で重大事態と捉える。

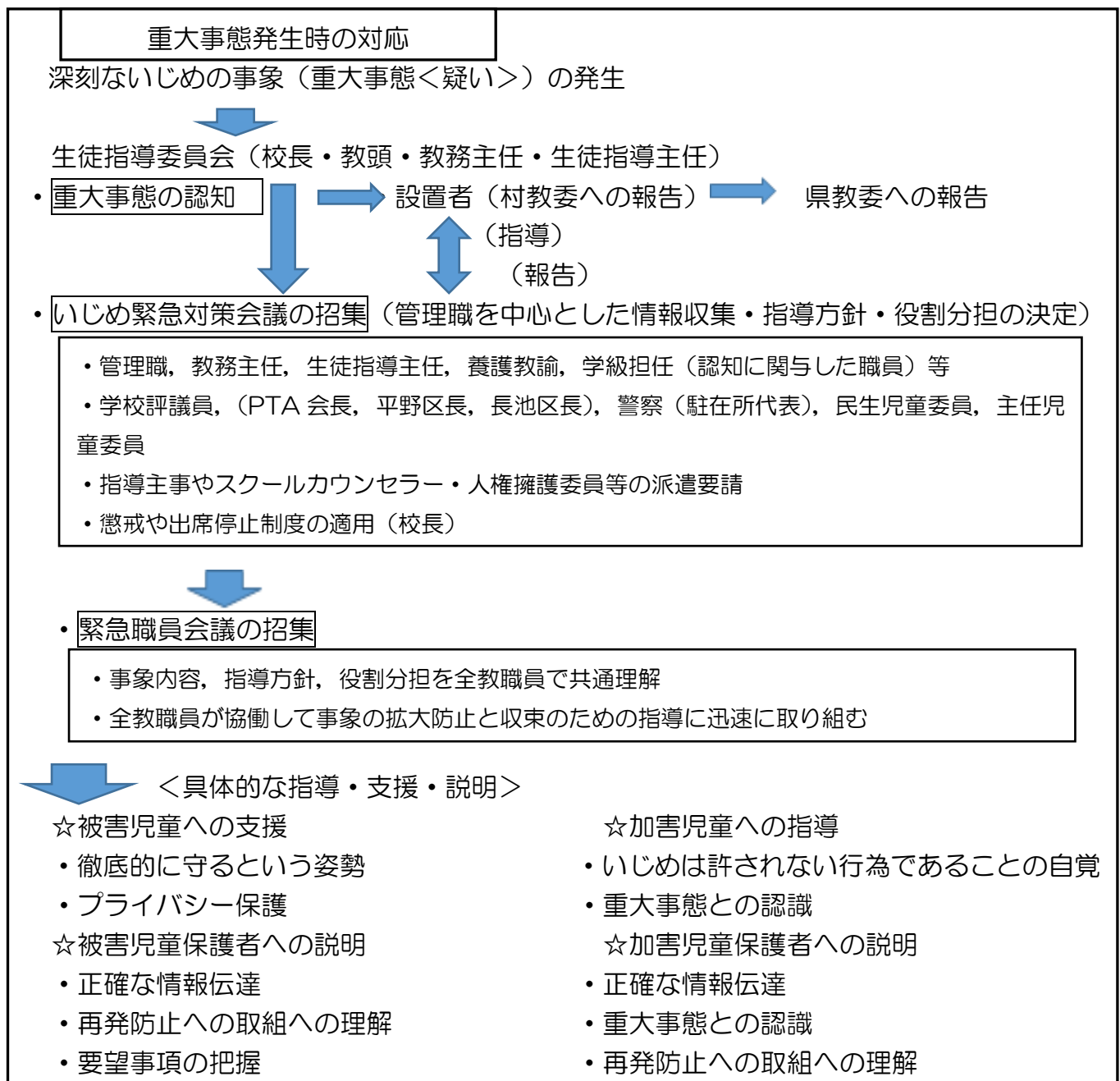
※重大事態の意味3とその留意点

- ・児童や保護者からいじめの重大事態に陥ったという申し立てがあったとき、その時点で学校が児童の状態を「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、学校が把握していない極めて重要な情報が後から出てくる可能性があるため、調査をしないまま、重大事態ではないと断言できないことに留意する。

※重大事態発生の報告

- ・学校から学校の設置者に重大事態の発生を報告
- ・設置者から地方公共団体の長に重大事態の報告

※学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断し、必要な場合は、設置者において調査を実施する。



（２）いじめの発見・通報を受けた時の対応

①情報の収集

- ・教職員，児童，保護者，地域住民，その他から情報を集める。

（いつ，どこで，だれが，なにを，どのようにして，どうなった）できるだけ正確に。

②指導・支援体制を組む

- ・「組織」で指導・支援体制を組む。（校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・養護教諭 該当児童の担任で協議し役割を分担する。）

③A 児童への指導支援を行う

- ・被害児童を守る立場で支援にあたる。
- ・加害児童には許されない行為であることを自覚させる。
- ・関係した児童にも自分ごととして考えさせ互いにやめさせたり，知らせたりでき

③B 保護者と連携する

- ・つながりのある教職員を中心に対応
- ・事実関係の報告（家庭訪問等で）
- ・今後の連携方法について話し合う

る勇気を持つように伝える。

(3) いじめが解消されたとの判断基準

①いじめに係る行為が止まっていること

- ・被害者に対する心理的・物理的な影響を与える行為が止まっている状態が相当期間継続していること。（少なくとも3ヶ月以上）
- ・重大事態ではこの限りではなく、より長期間を設定する。教職員は、相当期間が経過するまでは、被害、加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。場合によっては、校長の判断で再度、いじめ緊急会議等を招集し、いじめ解消の確認を行う。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

- ・いじめに係る行為が止まっているかどうか判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童の保護者にも同様に面談等で確認を取ること。
- ・確認には、場合によってはスクールカウンセラー等、専門家との面談を設定し、慎重に行うこと。

①②の二つの要件が満たされた場合のみ、「いじめの解消」を判断する。

③「いじめが解消された」その後の対応

- ☆「いじめが解消されている」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、いじめの被害・加害児童については、「児童指導引き継ぎ記録」等に記録を残し、継続的に観察する。

5 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制の構築

いじめへの対応について、校長を中心に全教職員の一致した協力体制を確立する。平素からいじめについての対応のあり方について、すべての教職員で共通理解を図る。

(2) 校内研修の充実

いじめをはじめとする生徒指導上の問題、人権意識の向上等に関する校内研修を行う。

(3) 校務の効率化

教職員の業務に見直しを行い、相談時間を確保するとともに、児童と向き合う時間の確保も行う。

(4) 取組の改善

学校評価の項目に位置づけ、PDCA サイクルに沿って取組の改善を図る。

(5) 地域・家庭・関係機関との連携

地域・家庭・関係機関との連携を図り、協力を得ながらいじめの防止・対処にあたる。

<参考資料>

- 「いじめ防止対策推進法」及びいじめ防止基本方針について（文部科学省）
- 県・市町村・学校における「いじめ防止基本方針」の策定について（山梨県教育委員会）
- 山梨県いじめ防止等のための基本方針（山梨県教育委員会）
- 生徒指導リーフレット 増刊号
いじめのない学校づくり 「学校いじめ防止基本方針」策定 Q&A(国立教育政策研究所)
- 知っていますか「いじめ防止対策推進法」＜学校編＞

平成26年3月策定

平成30年9月改訂